○文部科学省国土交通省令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

文部科学大臣　柴山　昌彦
国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・文部科学省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年文部科学省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式（第九条関係） （表）　（略） （裏）　（略） （備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ７とする。 ２　（略）	別記様式（第九条関係） （表）　（略） （裏）　（略） （備考）　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ７とする。 ２　（略）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○厚生労働省令第二十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣　根本　匠

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を削る。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）様式第一号（裏面）、様式第二号（裏面）、様式第二十八号、様式第三十号及び様式第三十一号

二　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）様式第五号から様式第十一号まで、様式第十四号及び様式第十五号

三　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第一号様式（一）から別記第一号様式（三）まで、別記第二号様式の二から別記第三号様式の二まで、別記第五号様式から別記第八号様式（三）まで、別記第十号様式、別記第十号様式の二及び別記第十一号様式から別記第十一号様式の三まで

四　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十五号様式から別記第四十二号様式まで

五　あへん法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十六号）第一号様式から第十九号様式まで

六　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）様式第五号（裏面）、様式第六号（裏面）、様式第七号（裏面）、様式第七号の三（裏面）、様式第八号（裏面）、様式第九号（裏面）、様式第九号の二（裏面）、様式第十一号（裏面）、様式第三十四号（裏面）、様式第三十七号、様式第三十九号及び様式第四十号

七　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第一号様式及び第二号様式

八　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）様式第一から様式第四まで及び様式第六から様式第二十まで

九　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）別記様式（裏面）